

## 都市計画税の用途について（平成28年度決算分）

用途地域内の土地や家屋に課税される都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費の財源として使用されますが、平成28年度の決算における都市計画税の用途は、次のとおりです。

〔歳入〕 都市計画税の収入額 119,469 千円

〔歳出〕 都市計画事業又は土地区画整理事業に要する経費 455,734 千円

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他	都市計画税	その他
土地区画整理事業	127,751	1,676	2,698	0	4,212	31,921	87,244
街路事業	37,576	0	0	0	0	10,066	27,510
公園事業	39,789	0	0	0	1,158	10,348	28,283
下水道事業	250,618	0	0	0	0	67,134	183,484
合計	455,734	1,676	2,698	0	5,370	119,469	326,521

※1 都市計画税は、各事業に要する一般財源の額で按分して充当しています。

※2 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合があります。